

盛岡広域都市計画西部工業団地地区計画（矢巾町決定）

都市計画西部工業団地地区計画を次のとおり決定する。

名称	西部工業団地地区計画		
位置	矢巾町大字広宮沢第 1 地割の一部		
面積	約 22.5ha		
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	本地区は、盛岡広域都市計画の市街化調整区域に位置する工業団地であり、北東北の物流拠点である岩手流通センターから約 700m の距離にあるため、流通・業務を中心とした産業拠点として都市機能の集積、既存産業団地と連携する土地利用を目標とする。	
	土地利用に関する方針	地区全体を産業の利便を増進するための土地利用とする。	
	地区施設の整備の方針	本地区内に公園・緑地及び調整池を地区施設として定めるほか、地区の形状や周辺の道路状況を勘案した区域内道路を整備する。	
	建築物等の整備の方針	土地利用の方針に基づく施設整備を実現するため、建築物等の用途の制限を定める。	
地区整備計画	地区施設の配置及び規模	道路	道路 幅員 12m（総延長約 1.0km）、幅員 9.5m（総延長約 0.6km）、幅員 6.5m（総延長約 0.1km）、幅員 4m 3箇所（総延長約 0.5km）、幅員 2m（総延長約 0.2km） （配置は計画図表示のとおり）
		公園	公園 2 箇所 約 0.9ha（配置は計画図表示のとおり）
		調整池	調整池 2 箇所 約 0.9ha（配置は計画図表示のとおり）
建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	次の各項に掲げる建築物以外は建築することができない。ただし、地区計画の決定告示の際、現に存するこの制限に適合しない建築物及び土地については、この限りではない。 1 事務所 2 工場（建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）別表第二（る）項第一号を除く） 3 自動車車庫 4 倉庫 5 自動車修理工場 6 前各項に掲げる建築物に附属するもの	

「地区整備計画の区域は、計画図表示のとおり」

理由 流通・業務を中心とした産業拠点として都市機能の集積、既存産業団地と連携する土地利用へ誘導するため、本案のように決定するものである。